

新 旧 対 照 表

(移転雑費算定要領)

改 正 後	現 行
<p>第1条から第3条第二号(一)イまで 省略</p> <p>(算定)</p> <p>第3条</p> <p>二 法令上の手続に要する費用</p> <p>(一) 建物等の建築に関する手続費用</p> <p>ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額</p> <p>建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、<u>国土交通省告示第98号(平成31年1月21日)第四</u>に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。</p> <p>(以下 第3条第三号(四)イまで略)</p> <p>第3条第三号(四)</p> <p>ウ 建築祝のため<u>の</u>費用</p> <p>当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>第1条から第3条第二号(一)イまで 省略</p> <p>(算定)</p> <p>第3条</p> <p>二 法令上の手続に要する費用</p> <p>(一) 建物等の建築に関する手続費用</p> <p>ウ 建築物の設計、工事監理等業務報酬額</p> <p>建物等を移転するために一級建築士、二級建築士又は木造建築士による設計及び工事監理を必要とするもののほか、原則として建築物確認申請を要するものについては、<u>国土交通省告示第15号(平成21年1月7日)第四</u>に定める略算方法に基づき算定した額を計上し、一〇〇円未満切り捨てとする。</p> <p>なお、これにより難い場合は実態を調査して補償するものとする。</p> <p>(以下 第3条第三号(四)イまで略)</p> <p>第3条第三号(四)</p> <p>ウ 建築祝のため<u>費用</u></p> <p>当該地域において、建築物が完成したときに建築祝を行う慣行がある場合、地域の実情に応じた費用を計上するものとする。</p> <p>(以下略)</p>